

広島市条例第13号

令和8年3月27日

広島市湯の山温泉館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市湯の山温泉館条例の一部を改正する条例

広島市湯の山温泉館条例（平成17年広島市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表中「430」を「450」に、「780」を「800」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。